み一もの森づくり事業費交付金交付要綱

定 平成17年 7月 7日付け林第1472号 制 改 正 平成19年 3月13日付け林第2056号 正 平成20年 3月14日付け林第1941号 改 正 平成22年 3月19日付け林第1214号 改 改 正 平成23年 3月 7日付け林第1126号 3月10日付け林第1244号 改 正 平成27年 改 正 平成28年 3月15日付け林第1183号 改 正 平成29年 3月15日付け林第1112号 改 正 平成29年12月14日付け林第 755号 改 正 平成30年12月27日付け林第 887号

(趣旨)

第1条 みーもの森づくり事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対し県が交付する みーもの森づくり事業費交付金(以下「交付金」という。)については、補助金等交付規則 (昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の 定めるところによる。

(交付金の対象)

- 第2条 県は交付金を予算の範囲以内で交付するものとする。
- 2 事業の区分、事業の内容、対象経費、交付の限度額、交付の率は別表1のとおりとする。 (交付金の交付申請)
- 第3条 交付対象者が規則第4条の規定により提出する申請書は、みーもの森づくり事業費交付金交付申請書(以下、「交付申請書」という。) (様式第1号)とする。
- 2 交付対象者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る 消費税等相当額(交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消 費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部 分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗 じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請し なければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額 が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付金の変更承認申請)

第4条 交付対象者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、 みーもの森づくり事業費交付金変更承認申請書(以下「変更申請書」という。) (様式第2 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 ただし、次に掲げる変更については、必ず変更申請書を提出することとし、それ以外の軽 微な変更については、県との協議により、判断することとする。

- (1) 一件の取得価格が50万円以上の機械および器具の内容変更。
- (2) 交付金総額の20%を超える減額。
- (3) 区分の廃止又は新設。
- (4) 交付金総額の増額。

(実施状況の報告)

第5条 交付対象者は、知事が指示したときは、みーもの森づくり事業(以下「交付金事業」 という。)の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(交付金の概算払い)

- 第6条 知事は、第2条に規定する交付金の交付の目的を達成するために必要があると認める ときは、交付対象者に対し、交付決定の額の全部又は一部を概算払いにより交付することが できる。
- 2 交付対象者は、概算払いにより交付金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める 日までにみーもの森づくり事業費交付金概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなけれ ばならない。

(実績報告及び精算払い)

第7条 交付対象者は、交付金事業が完了したときは、規則第10条の規定により、みーもの森づくり事業実績報告書兼精算払請求書(様式第4号)を交付金事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付を決定した日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

ただし、森で学ぶ取組(みーもスクール)については、交付金の交付を決定した日の属する年度の3月20日までに提出するものとする。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした交付対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、交付金事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(財産について)

第8条 規則第13条第1項第4号の規定に基づく知事の定める財産は、一件の取得価格が 50万円以上の機械及び器具とする。

また、交付金事業により取得した財産で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」で定められた処分制限期間内においては、みーもの森づくり事業財産管理台帳(様式第6号)を作成し知事に提出するとともに、その他の関係書類とあわせて保管しなければならない。

(書類等の提出)

第9条 この要綱等に基づき、交付対象者が知事に提出する書類は、実施場所を管轄する支

庁、各農林振興センター、農林振興センター各事務所を経由して林業課に提出するものとする。ただし、実施場所が複数の地方機関の所管区域にまたがる場合は直接林業課へ提出するものとする。

経由支庁、各農林振興センター、農林振興センター各事務所は、書類の確認並びに実績報告書については検査調書を添えて知事に進達するものとする。

(書類の保管)

- 第 10 条 交付対象者は、交付金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、交付金事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。 (その他)
- 第11条 このほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによる ものとする。

附則

- この要綱は、平成17年7月 7日から施行する。
- この要綱は、平成19年3月13日から施行し、平成19年度分から適用する。
- この要綱は、平成20年3月14日から施行し、平成20年度分から適用する。
- この要綱は、平成22年3月19日から施行し、平成22年度事業から適用する。
- この要綱は、平成23年3月 7日から施行し、平成23年度事業から適用する。
- この要綱は、平成27年3月10日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- この要綱は、平成28年3月15日から施行し、平成28年度事業から適用する。
- この要綱は、平成29年3月15日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- この要綱は、平成29年12月14日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- この要綱は、平成30年12月27日から施行し、平成31年度事業から適用する。

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

島根県知事様

所在地

団体名

代表者の職及び氏名

印

平成 年度みーもの森づくり事業費交付金交付申請書

下記のとおり平成 年度み一もの森づくり事業費交付金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
 - (1) 事業内容
 - (2) 事業対象地域(市町村、地区等)
 - (3) 団体別参加者数

団 体 名	人 数
合 計	

(4) 事業のスケジュール

(5)経費の配分

経	費	経費	備考	
		県交付金		
	円	円	P	-

- (注) 申請ごとに別葉とすること。
- (注) 様式1号の付を添付すること。
- 3 事業完了予定年月日 平成 年 月 日
- 4 収支予算

(1) 収入

予算	備考	
県交付金	佣石	
円	円	

(2) 支出

Ī	予算額	算出基礎	備考
	円		

(注) 様式1号の付を添付すること。

様式第1号・第2号の付

1 事業の内容及び経費の配分明細

D'	区分		内宏	経費	経費に	 为訳	経費の
	ガ	細目	内容	社 資	県交付金	その他	算出根拠
森を保	交付率				円	円	
全する	1/2 以内						
取組			計				
	交付率						
	10/10 以						
	内		計				
	計						
森を利	交付率						
用する	1/2 以内						
取組			計				
	交付率						
	10/10 以						
	内		計				
	計						
森で学	交付率						
ぶ取組	1/2 以内						
(みー			計				
もスク	交付率						
ール)	10/10 以						
	内		計				
	計						
	合計						

[※]経費の算出根拠は、見積書や旅費の積算書などとすること

2 収支予算

(1) 収入

区分	予算	備考	
	県交付金	その他	
	円	円	
合計			

(2) 支出

区 分	予算額	備考
	円	
合計		

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

島根県知事様

所在地

団体名

代表者の職及び氏名

印

平成 年度みーもの森づくり事業費交付金変更 (廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け指令林第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり変更(廃止)したいので、変更(廃止)の承認を申請します。

記

- 1 変更 (廃止) の理由
- 2 変更 (廃止) の内容及び経費の配分

経費	経費	供字	
程貫 	県交付金	その他	備考
円	円	円	

- (注)様式2号の付を添付すること。
- (注)変更した計画内容は変更前数値を上段()書きとすること。 様式2号の付についても同様に変更前数値を上段()書きとすること。
 - 3 事業完了予定 (廃止) 年月日 平成 年 月 日
- 4 収支予算
- (1)収入

予算	供老	
県交付金	備考	
円	円	

(2) 支出

予算額	算出基礎	備考
円		

- (注)様式2号の付を添付すること。
- (注)変更した計画内容は変更前数値を上段()書きとすること。 様式2号の付についても同様に変更前数値を上段()書きとすること。

平成 年 月 日

平成 年度みーもの森づくり事業費交付金概算払請求書

島根県知事

様

所 在 地団 体 名代表者の職及び氏名

P

平成 年 月 日付け指令林第 号で交付決定のあったこの事業について、下記により 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

平成 年 月 日現在

								平成	年 月	日現	1114
						(B)	(C)	(A) - (B) - (C)	事業完了予定		
			(4)	出来福	前	既受領額	今回請求額	残 額	年月日		
区分	経	費	(A)							備	考
			県交付金	金 額	出来高	金 額	金 額	金 額			
		円	円	円	%	円	円	円			
計											

平成 年 月 日

島根県知事様

所在地

団体名

代表者の職及び氏名

Ħ

平成 年度みーもの森づくり事業実績報告書兼精算払請求書

平成 年 月 日付け指令林第 号で交付決定のあったこの事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

(併せて精算額

円を請求します。)

*() は概算払いで全額受領済みの場合は削除

記

- 1 事業の成果
 - (1)経費の配分

経費	経費	内訳	備考
社 質	県交付金	その他	加力
円	円	円	

- (2)事業の内容 別紙事業実施報告書のとおり
- 2 事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 3 収支精算
- (1) 収入

	予 算	額	精	算	差引	備考
県交付金	その他	計	个月	异	左り	1/11/5
円	円	円		円	円	

(2)支出

子	*	算	額	精	算	額	差	引	精算額の算出基礎
			円			円		円	

(3) 収支精算

	精	算	額		供
収	入		支	出	加 有
		円		円	

(注)支出証拠書類として領収書等により、支出した金額が確認できる書類(写)を添付すること。

(実績報告書兼精算払請求書添付資料)

みーもの森づくり事業実施報告書

- 1 事業の成果 (事業の目的と比較して得られた成果及び今後期待できる効果)
- 2 事業の概要
 - (1) 事業内容
 - (2) 事業対象地域(市町村、地区等)
 - (3) 団体別参加者数

団 体 名	人 数
合 計	

- (4) 事業のスケジュール
- (5) 参加者の感想
- (6) その他
- 3 収支決算

(1) 収入 (単位:円)

項目	金額	備考
県 交 付 金		
その他		
合 計		

(2) 支出 (単位:円)

項	目	金額	積算根拠	交付対象経費の額
合	計			

*実施状況写真を添付すること。

森で学ぶ取組 (みーもスクール) は主な講師の人数、うち森林技術サポーターの 名前が分かるように記載すること。

平成 年 月 日

島根県知事様

所在地 団体名

代表者の職及び氏名

Ħ

円

金

平成 年度みーもの森づくり事業費交付金 仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け指令林第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付規則第11条に基づく確定額
 金
 円

 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
 号による額の確定通知額)

 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
 金
 円

 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
 金
 円
- (注) 3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

4 交付金返還相当額(3-2)

みーもの森づくり事業財産管理台帳

交付対象者

事業実施年	平成	年度					
財産名				取得に要した経	負 担 区 分		
州	1 1	取得年月日		費	県交付金	その他	

別表1 (第2条関係)

事業の区分	事業の内容	交付金の下限~上限(千円)	交付率および補助対象経費
森を保全する取組	【新規事業】 ①森づくり(森林内(国有林を除く。)での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組をいう。以下同じ。) ②森づくり講座(森づくりを習得する機会を創出する取組をいう。) ③身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林対策等の森林の景観対策 ④森林・都市交流活動(森林にふれあう機会を創出する取組をいう。)	1申請につき 500~2,000	●1/2 以内 ○単体で5万円以上の用具・用品・機械(林内作業車等)の購入経費・借上経費・整備経費 ○資材・参加者等を活動場所までの運ぶ経費 ○参加者の森林作業時の飲料水代 ●10/10 以内 ○実施後個人の所有とならない資材(苗木、支柱、燃料等)の購入経費 ○単体で5万円未満で、かつ実施後個人の所有とならない用具・用品(ノコ等の森林整備用具、ヘルメット等の安全用具、医療用品等)・機械の購入経費・借上経費・整備経費 ○自分たちではできない作業の他者への委託経費(間伐、竹林伐採・集積
	【継続事業】 ①みーもの森づくり事業で取り組んだ森を保全する取組の継続実施 ②再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動	1申請につき 25~50 植栽後の下刈り、竹林伐採後の管理 1申請につき 25~200 (過去の1年1事業上限 50 千円:50 千 円×4事業箇所=200 千円)	以外) ○事業 P R 用看板作製経費 ○保険料 ●「別に定める金額」を適用 ○作業スタッフの賃金 ○講師・医療スタッフ(医師、看護師等)への謝金、旅費 ○委託経費(間伐、竹林伐採・集積)

事業の区分	事業の内容	交付金の下限~上限(千円)	交付率および補助対象経費
森を利用する取組	【新規事業】 ①木材利用(公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場合において県産の木材、木材製品等を利用する取組をいう。) ②木質バイオマス利用(公共の施設、商店街等において木質バイオマスを利用する取組をいう。) ③木の利用講座(木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組をいう。) ④竹を利用する取り組み	1申請につき 500~2,000	●1/2 以内 ○資材(県外産木材、釘、塗料等)の購入経費 ○用具・用品(ノコ等木工用具、ヘルメット等安全用具、医療用品等)の購入経費、借上経費、整備経費 ○機械(電動ドリル等)の購入経費、借上経費、整備経費 ○資材・参加者等を活動場所までの運ぶ経費 ●10/10 以内 ○資材(県産木材)の購入経費 ○自分達ではできない設計・加工などの作業の他者への委託経費 ○事業 PR 用看板作製経費 ○保険料 ●「別に定める金額」を適用 ○作業スタッフの賃金 ○講師・医療スタッフ(医師、看護師等)への謝金、旅費
	【継続事業】 ⑤みーもの森づくり事業で取り組んだ森を利用 する取組の継続実施	1 申請につき 25~50	

事業の区分	事業の内容	交付金の下限~上限(千円)	交付率および補助対象経費
事業の区分 森で学ぶ取組 (みーもスクール)	事業の内容 小中学校と連携して授業の中で継続的に(3回以上)行う森林環境 学習活動	交付金の下限〜上限 (千円) 1申請につき 200〜1,600 (1校 400、2校 800、3校 1,200、4校以上1,600)	●1/2 以内 ○単体で5万円以上の用具・用品・機械(林内作業車等)の購入経費・借上経費・整備経費 ●10/10 以内 ○講師の旅費 ○スタッフの賃金 ○実施後個人の所有とならない資材(苗木、支柱、燃料等)の購入経費 ○単体で5万円未満で、かつ実施後個人の所有とならない資材・用具・用品(ノコ等の森林整備用具、ヘルメット等の安全用具、医療用品等)・機械の購入経費・借上経費・整備経費 ○資材・参加者等を活動場所までの運ぶ経費 ●「別に定める金額」を適用 ○講師への謝金